

平成30年第4回 松山市教育委員会臨時会

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

よろしくお願いします。

(家串事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから平成30年第4回松山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に豊田委員を指名いたします。

本日、牛山委員が所用により欠席をしておりますことをご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条により、出席委員が過半数に達しておりますので、会議の開催・議決に支障はございません。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第3号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」を議題といたします。

家串事務局次長から説明を求めます。

(家串事務局次長)

はい、生涯学習政策課でございます。

よろしくお願いします。

当日配布分の資料をお願いします。

1ページをお開きください。

議案第3号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」ご説明いたします。

平成30年度の組織改正として、教職員の働き方改革を進めていく上で課題となっている部活動に特化した業務を担う部活動支援担当課長を保健体育課に新設することとしておりまして、教育委員会事務局の組織規則、その他関連する職務権限規則等、所用の改正を行うものです。

また、公印の適正利用のため、使用する見込み

のない公印を規則から削除し、整備するために、あわせて改正を行うものです。

それでは、4ページをご覧ください。

現行と改正後の対照表を掲載しております。

現行の規則を右側、改正案の規則を左側に記載し、変更箇所にアンダーラインをしています。

「松山市教育委員会事務局組織規則」では、左側の改正案の第3条第7号に、部活動支援担当課長の新設に伴い「ク 部活動に関すること。」との事務分掌を追加しており、第4条第4項には「保健体育課に部活動支援担当課長を置く。」と、担当課長の設置を追加しています。

5ページから7ページの「松山市教育委員会事務局職務権限規則」と8ページの「松山市教育委員会の所管に属する職員の職名に関する規則」については、今回担当課長が教育委員会事務局内にはじめて設置されることに伴い、所要の改正を行うものです。

9ページ以降の「松山市教育委員会公印規則」については、保健体育課所管の松山市教育委員会印と松山市教育長之印を部活動支援担当課長の専決事項に関する文書でも使用できるよう改正することと、保健体育課に保管している学校給食共同調理場所長之印について、使用の見込みがないことから、廃止するための改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

では、意見等もないようでございますので、議案第3号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第4号「公民館長・館長補佐の任命について」を議題といたします。

渡部地域学習振興課長から説明を求めます。

(渡部課長)

地域学習振興課でございます。

よろしく申し上げます。

事前に配布させていただいております資料の1ページをお願いします。

議案第4号「公民館長・館長補佐の任命について」説明させていただきます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号の規定により、公民館長及び館長補佐は、教育委員会が任命することとなっておりますが、余土公民館長、館長補佐及び潮見公民館長の退任に伴い、公民館長及び館長補佐を任命するものです。

今回、任命しようとする館長、館長補佐は、「就任者氏名等」の表のとおり、余土公民館の館長に戸井田楽さん、余土公民館館長補佐に後藤広幸さん、潮見公民館の館長に中西恒博さんの3名の方です。

また、それぞれに係る退任者を下の表の「退任者氏名等」に記載しております。

なお、任期は前任者の残任期間である平成31年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

はい。

意見もないようですので、採決をいたします。

議案第4号「公民館長・館長補佐の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 議案第5号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

渡部地域学習振興課長から説明を求めます。

(渡部課長)

地域学習振興課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

議案第5号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」説明させていただきます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱すると定められています。

この度、「退任者氏名等」の表のとおり一身上の都合による退任の申し出がありました。

この退任に伴い、すでに後任の選出ができている9つの公民館の18名につきまして、今回、公民館運営審議会委員として委嘱するものでございます。

なお、委嘱する18名の方は、5ページの下側から始まる「就任者氏名等」の表にまとめております。

任期は、前任者の残任期間となりますので、平成30年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

また、残る12名の公民館運営審議会委員の後任については、各地域において候補者を選考中でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関しまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

では、採決をいたします。

議案第5号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第4 議案第6号「松山市立幼稚園管理規則及び松山市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

大本学校教育課長から説明を求めます。

(大本課長)

学校教育課 大本です。

よろしくお願いいたします。

資料の9ページをお願いいたします。

議案第6号「松山市立幼稚園管理規則及び松山市立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。

校長の求めに応じて地域住民が意見を述べるシステムである、学校評議員について、松山市立幼稚園管理規則第18条第4項、松山市立学校管理規則第15条第4項に、学校評議員の任期は「1年」と規定しており、毎年7月1日から翌年の6月30日の期間委嘱しています。

しかし、平成29年5月に市内全小中学校を対象にアンケートを行ったところ、学校からの希望では、5月の委嘱がよいという希望が約48%、6月の委嘱がよいという希望が36%と、実に90%近い学校が、現在の委嘱期間では遅いと感じているとの回答でした。

これは、教育活動について、年度当初のできる

限り早い段階から、その年度の学校評議員に関わっていただき、ご意見をいただくことで、よりよい学校運営体制を整えたい、ということが主な理由です。

学校の評議員は、例年5月中に各校から推薦があり、7月の定例会で報告をして、学校運営に関わっていただいております。

現在の1年という委嘱期間では、年度途中で評議員が変わることにもなりますので、年度を通して同じ委員に評価してもらうために「1年以内で教育委員会が定める期間」と改めるものです。

具体的には、今回、期間を「1年」から「1年以内で教育委員会が定める期間」とすることで、平成30年度の委員の任期を平成30年7月1日から平成31年4月30日までとします。

平成31年度からは、5月定例会に諮り、議決いただいた翌日から翌年4月30日までの約1年間とすることを可能にするための変更です。

また、学校教育法施行令の改正に係る条例のずれを整備したものです。

なお、幼稚園については、今回アンケートの対象とはしていませんでしたが、評議員の多くが小中学校と兼任しており、今後幼保小中が一つになって地域と学校の連携を強めるためにも、同様に改めるべきと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等ありましたらお願いをいたします。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいですか。

意見もないようでございますので、採決をいたします。

議案第6号「松山市立幼稚園管理規則及び松山市立学校管理規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第5 議案第7号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

大本学校教育課長から説明を求めます。

(大本課長)

学校教育課です。

資料の12ページをお願いいたします。

議案第7号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本案は、新年度の特別支援学級の新設及び廃止に伴う変更について、通学区域の適正化を図るために、提出するものでございます。

なお、本市の平成30年度特別支援学級新設については、要望どおり新設が内定しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは採決をいたします。

議案第7号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第6 議案第8号「松山市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。

横江管理指導監から説明を求めます。

(横江管理指導監)

学校教育課の横江でございます。

よろしく願いいたします。

議案第8号「松山市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部改正について」ご説明いたします。

資料の21ページをご覧ください。

学校事務の共同実施は、事務の適正かつ円滑な執行、事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図ることを目的に実施してまいりましたが、今後の共同実施をより効果的かつ効率的に行い、学校事務の平準化に努めるとともに、教職員の負担軽減と更なる学校運営体制の充実を図ることを目的に要綱の一部を改正するものです。

主な改正点は、22ページから24ページの別表1にありますように、現在の共同実施の8地域、10共同事務室を、8地域、16共同事務室に再編成しております。

この再編成により、他市町や県立高校における学校数、児童生徒数、教職員数と同等の構成校数5校、地域長を除く室員数5名を基準とした、共同事務室の規模とすることで、事務職員の人員確保と指針に基づいた共同実施を容易にし、市外からの異動等による事務職員の負担軽減を図るとともに、各事務職員の事務分担を明確にした業務分担制を導入して、専門性を高め、効率化を図ることとしております。

また、現在10か所ある拠点校を8か所に減らし、執務環境整備に要する費用を削減することとしております。

次に、25ページの別表2につきましては、平成30年3月に愛媛県教育委員会の事務職員の職務内容基準表が一部改正されたことに伴い、中分類の一番上の「学校運営」「1 学校運営への参画に関すること」、中分類の中段にある「任免」「教員免許に関すること」「人事記録に関すること」

が加わったことが、主な変更点であります。

これらの改正により、共同事務室間の処理能力の平準化や専門性の高い事務職員を育成し、校長との連携を深め、円滑な学校運営に寄与することとしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関して何かご意見等はございませんでしょうか。

(一色委員)

ちょっと教えてください。

(教育長)

はい、どうぞ。

(一色委員)

この表の22ページの共同事務室と拠点校との関係はどういう関係になるのですか。

(横江管理指導監)

共同事務室に拠点校を置くことによって、その拠点校に基本的には地域長にあたる事務長と室長にあたる事務係長をそこに配置をいたします。

そこに配置することによって、週2回程度集まって共同事務を開催して、より分担に応じた指導を受けるでありますとか、また作業ができるような形をとるように進めてまいります。

以上でございます。

(教育長)

よろしいでしょうか。

その他ございませんか。

他に意見もないようでございますので、採決をいたします。

議案第8号「松山市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第7 議案第9号「平成30年度 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

三谷保健体育課長から説明を求めます。

(三谷課長)

保健体育課 三谷でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

35ページをお願ひいたします。

議案第9号「平成30年度 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」ご説明をいたします。

内容についてですが、松山市立の幼稚園、小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師が来る3月末日をもって一斉に任期が満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、新たに委嘱を行うものでございます。

期間については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となっております。

氏名は、36ページから39ページに載せております附属の名簿のとおりでございますが、人数で説明いたしますと、学校医のうち、内科に配置人数208人、実人数181人、眼科に配置人数88人、実人数32人、耳鼻科に配置人数88人、実人数31人、学校歯科医に配置人数125人、実人数116人及び学校薬剤師に配置人数88人、実人数39人、合計で、配置人数は597人、実人数は399人となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりましたが、この件に関して何かご意見等がございましたら、お願ひをいたします。

(白石委員)

すみません。

よろしいでしょうか。

(教育長)

はい、どうぞ。

(白石委員)

初めてなので分からないのですけれども、1人の方が何校も兼ねていらっしゃるのですけれども、それに制限はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(教育長)

はい、保健体育課長。

(三谷課長)

はい、保健体育課です。

特に制限は設けておりませんが、概ね、兼務されておる場合は、2校ないし3校の兼務となっております。

なお、学校医等につきましてはそれぞれの団体、松山市医師会それぞれの推薦団体の方からの推薦を受けまして委嘱するというふうになっております。

以上です。

(白石委員)

ありがとうございます。

(教育長)

よろしいでしょうか。

では、他に意見もないようですので、採決をいたします。

議案第9号「平成30年度 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第8 議案第10号「松山市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

重松中央図書館事務所長から説明を求めます。

(重松所長)

中央図書館事務所 重松でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

「松山市立図書館条例施行規則の一部改正について」ご説明をいたします。

この規則は、図書館の具体的な運営について定めたものでございますが、今回の改正は、休館日の規定の整備と貸出冊数の変更の2点の内容となっております。

43ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、休館日の関係ですが、第4条の休館日の規定に次のように「表」を加え、松山市立図書館4館の休館日について、各施設ごとに休館日を明記するよう改めたものでございます。

これは、中島図書館が一体施設であります、中島総合文化センターの休館日に合わせる必要があることから、これまで休館に際して、別途教育委員会に諮る形で運用してまいりましたが、この度、休館日に関する所要の規定を整備し、事務の効率化を図るものでございます。

次に、第10条では、団体貸出の冊数を100冊から150冊に改めるものでございます。

松山市立図書館では、読書活動の推進や学校支援サービスの一貫として、市内の学校・官公署・事務所・社会教育団体等を対象に、個人貸出よりも長期間、まとまった冊数の資料を提供する団体貸出を行っておりますが、最近、利用する団体から多数貸出をしてほしいという要望があり、読書活動の活性化と利用団体の利便性の向上を図ることが期待できることから、貸出冊数の上限を拡大整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

では、他に意見もないようでございますので、採決をいたします。

議案第10号「松山市立図書館条例施行規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第9 報告第2号「公民館運営審議会委員の退任について」を議題といたします。

渡部地域学習振興課長から説明を求めます。

(渡部課長)

地域学習振興課でございます。

資料の44ページをお願いいたします。

報告第2号「公民館運営審議会委員の退任について」説明させていただきます。

本件につきましては、次の方が退任されましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づき報告するものです。

退任された委員は、「退任者氏名等」に記載しております、素鷲公民館の谷川和徳さんでございます。

谷川審議会委員につきましては、平成30年2月26日に、ご逝去されたことに伴う退任であり、急施を要するため、教育長の専決により処理したものでご報告いたします。

以上で説明を終わります。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

ご意見等ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第2号「公民館運営審議会委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第10 説明事項「平成29年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」を議題といたします。

三谷保健体育課長から説明を求めます。

(三谷課長)

失礼いたします。

保健体育課 三谷でございます。

資料は46ページからとなります。

「平成29年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」ご説明をいたします。

まず、見開き46、47ページにつきましては、調査の目的でありますとか内容についての説明となりますので、ここでの説明は割愛をさせていただきます。

続きまして48、49ページの見開きでございますが、今年度を含む過去3年間の調査結果を表にしたものでございます。

調査の対象は全小学校の5年生児童と、全中学校の2年生の生徒になります。

表を見ていただきますと、(1)が体力と運動能力、(2)が段階別の総合評価、(3)が体格と肥満度、(4)が質問紙調査の主な項目について、それぞれ全国平均・愛媛県平均との比較をしております。

まず(1)の体力・運動能力については、矢印は前年度よりも上がっているか下がっているかを示しており、色の濃い網掛けの部分については、全国平均を上回った項目を示しています。

これを見ていただきますと、男子は下がった項目が多く、女子は上がった項目が多いことが分かります。

また、20mシャトルランや立ち幅跳びで全国平均を上回っていることが分かります。

細かい分析については、この後説明をいたします。

続いて50ページから55ページは、今年度を含む過去6年間の数値の変化をグラフに表したものでございます。

まず、50ページのグラフをご覧ください。

これは体力合計点の変化を表したものでございます。

小学生の体力は向上傾向にあり、全国平均や県平均との差も縮まってきています。

これは、全学年全学級での新体力テストの実施や、パーフェクト自己新記録賞の導入など、教育委員会と松山市小学校体育連盟が連携して体力向上の取り組みを続けてきた成果と考えております。

一方、中学生の体力は、女子はこれまでの最高値を示しましたが、男子は残念ながら数値が下がる結果となりました。

新体力テストの結果を反映させて体力づくりに取り組む等、保健体育の授業の改善・充実を図ってきましたが、運動習慣の二極化という大きな課題に対して、さらなる取り組みを進めていく必要があると考えています。

小中学校ともに、各校で体力アップ推進計画を策定しておりますので、今年度の結果を詳細分析した後に、来年度の計画に反映させていくよう働きかけていきたいと考えております。

また、51ページから55ページまでは、測定種目ごとの数値の変化を表しています。

それぞれ分析しておりますので、これについては後程ご確認いただきたいと思っております。

次に、56ページをお願いいたします。

このページは、全国平均を50とした場合の各測定種目の高低をレーダーチャートで表したものでございます。

まず、上の小学生においては、男女ともに握力と長座体前屈の数値がかなり低く、筋力と柔軟性に課題があります。

一方で、反復横跳び、20mシャトルラン、立ち幅跳びについては全国平均を大きく上回っており、敏捷性、持久力、跳躍力に優れていると言えます。

一方、中学生においては、男女ともに全国平均より低い数値を示しており、とりわけ握力、上体起こし、長座体前屈、50m走、ハンドボール投げの数値が低いことから、筋力、筋持久力、柔軟性、疾走能力、投げる力に課題があると言えます。

一方で、20mシャトルランや持久走については高い数値を示しており、持久力に優れていると言えます。

続いて、57ページは、体力合計点の総合評価の段階別割合について、昨年度の松山市平均、今年

度の全国平均、県平均と比較したグラフでございます。

上2つの小学生については大きな変化はありませんが、中学生については、A段階とB段階の割合の合計が女子では順調に伸びているのに対し、男子では大きく減少する結果となりました。

全体的な底上げを図っていく必要があると考えております。

最後に、58ページ・59ページは生活習慣等の調査結果となります。

これによると、運動は好きなのだが、あまり自信がないという児童生徒が多いことや、小学生と比べると中学生が体を動かす時間が減っていることが分かります。

また、朝食を食べる習慣や睡眠時間といった生活習慣についても、全国平均より低い結果となりました。

最後に本調査の結果について総括をいたしますと、まず本市の児童生徒の体力は、総じて向上傾向にあると言えますが、種目によってばらつきがあり、特に筋力と柔軟性の向上が大きな課題であると考えております。

バランスの取れた体力の底上げが必要と言えます。

一方、生活習慣については、決して良いとは言えず、改善が求められます。

特に中学生になってからの「運動」「休養・睡眠」「栄養」を十分に確保した生活習慣の定着を図る必要があります。

それらを実現するためには、やはり体育・保健体育の授業の充実が不可欠であり、これからも小中学校体育連盟と連携を図りながら、授業力の向上、運動習慣の定着に向けての取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等がありましたらお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは次に、日程第11 説明事項「教育委員会事務局の人事異動について」を議題といたします。

家串事務局次長から説明を求めます。

(家串事務局次長)

本日、平成30年4月1日付の人事異動内示がございましたので、教育委員会事務局の課長級以上の人事異動についてご説明いたします。

当日配布資料の26ページをお開きください。

まず、退職及び解派遣者についてですが、1行目、杉本威教育委員会事務局次長並びに4行目、重松佳久中央図書館事務所長が今年度をもって定年退職となります。

また、2行目、横江茂樹学校教育課管理指導監が解派遣となり、北条北中学校の校長に、3行目、藤本昭二教育研修センター事務所長が解派遣となり、垣生中学校の校長に転任されます。

次に、当日配布資料の17ページをお開きください。

教育委員会事務局の異動についてですが、まず、津田慎吾教育委員会事務局長が市民部長へ転任となり、その後任として、教育委員会事務局次長の私、家串正治が教育委員会事務局長を務めさせていただきます。

次に、杉本事務局次長の後任として、産業経済部競輪事務所の高田稔所長が転任し事務局次長を務めます。

次に私の後任として、高木伸治下水道部副部長兼下水道政策課長が転任し事務局次長兼生涯学習政策課長を務めます。

また、大本光浩学校教育課長が内部昇任し事務局次長兼学校教育課長に、若江俊二文化財課長が昇任し農業委員会事務局長、副部長待遇で転任となります。

続きまして、課長級の異動についてですが、三谷隆信保健体育課長が文書法制課長へ転任となります。

次に、3行下になりますが、吉岡信一坂の上の雲まちづくり担当部長付主幹が昇任し地域学習振興課長に、越智文明学校教育課主幹が内部昇任し管理指導監に、重信美樹資産税課長が学校教育課教職員担当室長に、沖広善久教育支援センター事

務所長が文化財課長に、石橋修人事課主幹が昇任し保健体育課長に、岸洋一国体総務課長が、新設された保健体育課部活動支援担当課長に、杉野公典電子行政課長が中央図書館事務所長に、芳野裕成生活衛生課松山市斎場長が中央図書館事務所専任課長に、渡部将康地域学習振興課長が教育支援センター事務所長に、松谷照仁学校教育課教職員担当室長が監査委員事務局次長、課長待遇でございますが、それぞれ転任となります。

次に、当日配布資料の23ページをお開きください。

派遣者についてですが、興居島中学校の稲田直行校長が派遣となり、教育研修センター事務所長を務めます。

次に、17ページにお戻りください。

教育委員会の事務を執行委任しております、保健福祉部の関係職員の異動についてでございます。

8行目からになりますが、高須篤律保育・幼稚園課長が国保・年金課長へ転任し、その後任として生活福祉業務第1課の高岡伸夫課長が保育・幼稚園課長を務めます。

また、味生保育園の松浦ゆかり園長が保育・幼稚園課専任課長を務めます。

以上、課長級以上の異動をご説明いたしました。

なお、教育委員会事務局全体の異動につきましては、お手元の名簿でご確認いただきたいと思います。存じます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

その他、何かございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

以上をもちまして、本日の予定の日程は終了いたしました。

これにて、平成30年第4回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。